

# 福祉医療制度が 改正されました

## ◆改正内容

### ■乳幼児医療制度の緩和

三歳未満の児童及び歯科診療における義務教育就学前の児童を対象として、医療費の自己負担額が無料となる「乳幼児医療費助成制度」の所得制限が平成八年四月一日から次のとおり緩和されました。

「市町村民税所得割額  
五九、一〇〇円以下  
(世帯合算額)」

「市町村民税所得割額  
七〇、〇〇〇円以下  
(父母の合算額)」

### ■入院時食費負担の助成

福祉医療制度の受給者(主員に、平成八年四月一日(四月診療分)から新たに、入院時の食費助成制度ができました。  
・市町村民税非課税世帯の長期入院患者に対し、全額を助成

・その他の受給者に対し、一日あたり三〇〇円を助成、平成八年十月一日からは、一日あたり五〇〇円(見込)を助成

## ◆制度の種類

### ●重度心身障害者医療費助成制度

身体障害者手帳一〜三級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳一級所持者又は障害基礎年金一級の受給者で老齢福祉年金の本人所得制限額を越えない人

### 「毎年七月一日更新」

### ●乳幼児医療費助成制度

三歳未満の児童(歯科診療については義務教育就学前の児童)

### 「毎年八月一日更新」

### ●母子家庭医療費助成制度

市町村民税所得割非課税世帯の母子家庭の母及び児童(十八歳の年度末まで)  
「毎年八月一日更新」



## 高額療養費の支給～こんな場合に支給されます～

### ■一部負担金が63,600円を越えた場合

同じ人が、同じ月内に、同一の医療機関に支払った医療費が63,600円(住民税非課税世帯等は35,400円)を越えたとき、その越えた分が支給されます。

### ■同じ世帯で合算して63,600円を越えた場合

同じ世帯の中に、同じ月内に、同一の医療機関に支払った医療費が30,000円(住民税非課税世帯等は21,000円)を越える人が複数いた場合、合算して63,600円を越えた分が支給されます。

### ■12か月内に4回以上高額療養費の支給を受けた場合

同じ世帯で、過去12か月の間に4回以上高額療養費の支給を受けたとき、4回目からは37,200円(住民税非課税世帯等は24,600円)を越えた分が支給されます。

## ※高額療養費の計算のしかた

- 月の1日から末日までの1か月(暦月)ごとに計算
- 同一の医療機関でも医科と歯科は別々に計算
- 同一の医療機関でも入院と通院は別々に計算
- 入院時の食事代や差額ベッド代などは支給の対象とはなりません。

## ※医療機関の領収書を紛失したら

高額療養費は国保へ申請しないと支給されません。申請には医療機関の「領収書」が必要ですが、万一紛失してしまった場合には、医療機関で領収書に代わる「領収証明書」を受け取ってください。

くわしいことは、住民課保健衛生係までお問い合わせください。

## ◆受給者の申請方法

市町村の福祉医療担当課へ健康保険証等と印鑑を持参して申請し、「福祉医療費受給者証」の交付を受けること。

## ◆その他

福祉医療制度は、所得制限

## ◆問合せ先

油谷町役場 住民課福祉係  
☎三三二二二二(内線四五)

